

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

また、当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることができることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する
4. 独立役員を含む取締役・監査役は、その受託者責任を認識し、求められる役割・責務を果たす
5. 株主との間で建設的な対話をを行う

なお、当社のコーポレートガバナンス基本方針につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.superbag.co.jp/corporate/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1－2－4【株主総会における権利行使】

現在、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後これらの投資家の比率を踏まえて、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳を検討いたします。

原則1－4【いわゆる政策保有株式】

政策保有株式の保有は、業務提携・取引の維持・強化および株式の安定等、中長期的な企業価値向上の観点から保有目的の合理性を勘案し行うことを基本的な方針としております。

同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないかなどの観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮り、これを決定することとしております。

また、同株式に係る議決権の行使については、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上が期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

補充原則2－5－1【内部通報】

当社は、従業員等が法令・定款違反などの事実を発見した場合のほか、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に速やかに報告するための体制として、当社コンプライアンス委員会に内部通報窓口を設置し、その運用状況は取締役会が監督しております。また、報告者に対し不正な目的で通報を行った場合を除き、監査役への情報提供を理由とした不利益な待遇は一切行わないこととしております。

以上のことから、現時点において制度としては十分機能している体制であると考えております。

ただし、監査役や社外の法律事務所等の経営陣から独立した内部通報窓口の設置については、現在、検討を行っております。

原則4－2【取締役会の役割・責務(2)】

経営陣の報酬については、中長期的な業績を反映させるインセンティブ付けを実施するための制度は現時点において導入しておりませんが、今後、中期的課題として検討いたします。

補充原則4－2－1【取締役会の役割・責務(2)】

経営陣の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬体系や自社株報酬の制度は現時点において導入しておりませんが、今後、中期的課題として検討いたします。

原則4－8【独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名、社外監査役を2名選任しておりますが、当該社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出しております。

社外取締役は1名ではありますが、社外取締役独自の外的観点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、現時点において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員3名で十分に経営の監視および監督は機能しているものと考えており、現時点では社外取締役を増員する必要はないと考えております。

ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討いたします。

補充原則4－8－2【独立社外取締役の有効な活用】

現時点では独立社外取締役は1名のみであり、「筆頭独立社外取締役」は指名しておりませんが、今後、独立社外取締役が複数となった時点で検討いたします。

補充原則4－10－1【任意の仕組みの活用】

当社におきましては、経営陣幹部や取締役の指名については取締役会が決定した指名方針に基づき、また報酬については株主総会の決議により決定する報酬総額の限度内で決定されます。いずれも独立社外取締役を含む取締役会において、公正、透明かつ厳格な審査を経たうえで決定されていることから、任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

補充原則4-11-3【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の実効性評価については現時点では実施しておりませんが、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含めて検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4【いわゆる政策保有株式】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】における該当項目をご参照ください。

原則1-7【関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規則において、法令または定款に基づき、取締役競業取引および会社と取締役との間の取引の承認は取締役会の決議によるものと規定しております。また、競業取引または会社との取引を行った取締役は、遅滞なくその取引について重要な事実を取締役会に報告しなければならないこととしております。

なお、主要株主との取引はありません。

原則3-1【情報開示の充実】

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、今年度を最終年度とする3カ年の中期経営計画「エンジン & アクション81」を策定し、『思い切った経営革新と企業体質の変革により人財活性化を図り、安定した収益力を確保する』方針であります。

そのために対処すべき課題として、

1. 顧客志向・マーケティング・グローバルの視点からの事業領域の再定義
2. 戰略と環境変化に沿った機動的な組織の見直し
3. 人材育成強化と活力ある職場風土の構築

を重点に取り組んでまいります。

特に「マーケティング」の視点では、ギフト関連包材、紙器、通販包材などを新規成長分野として位置付け傾注してまいります。また、「グローバル」の視点では、当社の国内外のネットワークをフルに活用し、取引先のニーズに積極的に対応してまいります。

なお、当社の経営理念、行動憲章、CSRの取組み等につきましては、当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<http://www.superbag.co.jp/corporate/>

(ii)コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記、「1. 基本的な考え方」に記載の内容をご参照ください。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書II-1【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役および監査役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならないという方針のもと、社長が、今後の会社経営・業務運営の観点から各本部長と事前に協議、すり合わせたうえで取締役・監査役の選任・解任候補者を決定、原案を提示し、独立社外役員を含む取締役会において、公正、透明かつ厳格な審査を経たうえで決定されます。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、株主総会参考書類において、全ての取締役・監査役候補者について、その選任理由を開示しております。

補充原則4-1-1【取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会に付議すべき事項を取締役会が定める取締役会規則に規定しており、それらは法令または定款に定める事項、事業計画の決定など重要な業務に関する事項からなっております。会社の日常業務に属する事項の決定は、法令および定款に定めるものその他、代表取締役社長にこれを委任しております。また、取締役会の下部組織に取締役および各本部長等を主体とする「本部長会」を設置し、業務執行の方針および経営における重要事項の協議をこれに委任しております。

原則4-8【独立社外取締役の有効な活用】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】における該当項目をご参照ください。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有するものを取締役として指名することを方針としております。また、社外役員については、取締役会が定める「社外役員の独立性にかかる基準」を満たす者でなければならないとしております。なお、当該基準は本報告書の【参考資料: 社外役員の独立性にかかる基準】をご参照ください。

補充原則4-11-1【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は取締役会・監査役会の審議が多面的かつ適切に行われるためには、それぞれの機関を構成する人員の多様性を確保することが有用であると考え、その構成は、性別、年齢等の区別なく、多様な知識・経験・能力を有するものをバランスよく選任することを方針としております。

補充原則4-11-2【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、招集通知および有価証券報告書において、各取締役・監査役の重要な兼職を開示しております。なお、現時点において、他の上場会社の役員を兼任している役員はありません。

補充原則4-11-3【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】における該当項目をご参照ください。

補充原則4-14-2【取締役・監査役のトレーニング】

当社は、次の方針に基づき、取締役・監査役に対して、必要なトレーニングの機会を当社の費用負担のもと提供いたします。

(1) 社内取締役・常勤監査役のトレーニング

新任としての就任時に、コーポレートガバナンスを含め、上場企業の役員として必要な知識を習得するための研修を実施いたします。

就任後も、経営やコンプライアンス等の他、個々の役割・責務(法的責任を含む)を果たすために必要な知識の習得をめざし、その役割に適合した外部機関等の研修を実施いたします。

(2) 社外取締役・社外監査役のトレーニング

新任としての就任時に、当社の事業・財務・組織等に関する説明を実施いたします。

就任後も、当社の事業・財務・組織等に関する理解を深めることができるように、継続的に各事業の責任者からの説明、事業所視察等を実施し、社外役員としての役割・責務(法的責任を含む)を果たすに当たっての必要な知識の習得を支援いたします。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針に基づき、株主を含む投資家との間で建設的な対話を促進する

ための体制整備・取組みを行います。また、株主との面談に際しては主に管理本部長がこれに当たり、場合により代表取締役社長も含め他の取締役が同席するものといたします。

(1) 統括責任者

管理本部長を統括責任者として、投資家との間で建設的な対話を実現するための体制整備・取組みを行う。

(2) 対話の手段の充実

対話の手段として、以下の取組みを検討し、対話の充実に努めます。

1. 投資家説明会の実施

2. 開かれた株主総会の運営

3. 株主を対象とする会社施設見学会の実施

4. 当社ホームページにおける投資家へ向けた会社関連情報開示の充実

5. 当社ホームページにおける投資家による意見投稿の機会の確保

(3) 個別対話の実施

上記の他、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ、個別に対話を実施いたします。

(4) 取締役会へのフィードバックの方法

管理本部長は、対話によって得られた投資家の意見等を取りまとめ、定期的に取締役会にて報告いたします。

(5) 対話を補助する社内部門との連携

管理本部、経営統括部、その他関係部門を中心に「スーパー・パッケージ株式会社 行動憲章」および「内部統制システム構築の基本方針」に従い、インサイダー情報が漏えいしないように留意しつつ、対話の内容等について検討を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
福田産業株式会社	4,467,977	26.50
王子ホールディングス株式会社	683,950	4.06
株式会社みずほ銀行	680,223	4.03
明治安田生命保険相互会社	584,971	3.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	506,369	3.00
ザ・パック株式会社	506,000	3.00
福田晴明	431,720	2.56
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	380,000	2.25
福田多恵子	367,118	2.18
伊藤忠紙パルプ株式会社	244,000	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

大株主の状況は、平成29年3月31日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式1,563,475株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古川 肇	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古川 肇	○	—	古川 肇氏には、税理士としての財務および会計に関しての専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<監査役と会計監査人の連携状況>

会計監査人から監査役に対して、事業年度の監査計画および会計監査人の職務の遂行を適正に実施することを確保するための体制についての報告ならびに監査実施報告の会合が開催されるとともに、必要に応じて意見交換が行われております。

<監査役と内部監査部門の連携状況>

内部監査室は、監査役と連携して各業務執行部門の監査を計画的に実施しており、その結果を監査役ならびに経営者へ報告しております。監査計画は、監査役と協議の上、監査対象先および実施時期が策定されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村岡公一	他の会社の出身者													○
米林和吉	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村岡公一	○	村岡運輸株式会社代表取締役社長	村岡公一氏は他の会社の代表者であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しております。経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。 また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
米林和吉	○	—	米林和吉氏には、弁護士としての専門知識と幅広い経験を当社の監査体制に活かしていくことを期待し、社外監査役として選任しております。 また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

また、取締役会が定める独立性判断基準につきましては、本報告書の【参考資料・社外役員の独立性にかかる基準】をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役は担当業務が各様であり、公平性の観点からインセンティブ手段の設定が困難なため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告において、取締役および監査役の別に各々の総額を開示しております。また、有価証券報告書においては、取締役および監査役ならびに社外役員の別に基本報酬、賞与、退職慰労金の区分を設け、各々の総額およびその算定方針を開示しております。

なお、平成28年4月1日から平成29年3月31までの事業年度における取締役の報酬等の総額(使用人兼務取締役の使用人分給与を除く)は84百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1)役員報酬

取締役の報酬は株主総会の後に開催される独立社外役員を含む取締役会において、公正、透明かつ厳格な審査および答申を経たうえ、株主総会の決議により決定する報酬総額の限度内で決定されます。また、監査役の報酬は、株主総会の決議により決定する報酬の上限内での配分につき監査役会にて決定されます。

2)役員賞与

取締役の賞与は、会社の業績が向上し計画を上回る利益を計上した場合に決算期に役員賞与を支給することがあり、当該期間の各役員の業績の寄与度を斟酌して、独立社外役員を含む取締役会における審議を経たうえ、株主総会が決定する報酬総額の限度額内で決定されます。

3)退職慰労金

社外役員を除く取締役および監査役が退職する場合には、その在任期間中の功労に報いるため、当社所定の基準によって得た額を、株主総会の承認を経て退職慰労金として支給します。また、在任中特に功績が著しい者には退職慰労金の他に功労金を支給します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、取締役会の開催に際して事前に資料配布を行うなど、情報伝達体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、経営上の基本方針や重要事項の決定機能および代表取締役の業務執行の監督機能としては取締役会を、取締役の業務執行の監査機能としては監査役会を経営体制の基本としております。また、内部監査部門として業務執行部門から独立した組織である内部監査室を設置し、内部監査機能の充実を図っております。

取締役会は毎月開催されており、重要事項の審議・決議と当社グループの経営方針の決定を行っております。さらに経営の効率化、意思決定の迅速化などを図るために執行役員制度を導入しており、各事業本部の業務執行に係わる報告、検討・討議を行う機関として、取締役、各本部長および執行役員等を主体とする「本部長会」を開設しております。

監査役会は毎月開催されており、監査方針や監査役間の職務分担等の決定を行い、本社各部門および各地方事業所、ならびに子会社の実査・往査を実施し、速やかに代表取締役を始めとする関係者に対し詳細な監査報告を行っております。

また、当社は、業務執行の監督機能の強化を図るため、社外取締役1名および社外監査役2名を選任しております。これら社外役員3名は、取

締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対する有効性、効率性の検証を行うことに加え、各取締役や重要な使用人との意見交換を適宜行うなど、経営監視の強化に努めています。

監査役監査は、社外監査役2名を含めた4名により、監査役会で決定した監査計画に基づき実施しております。常勤監査役1名は、長年にわたり経理・企画管理部門の経験を重ねてきており、また、社外監査役のうち1名は、弁護士として企業法務に精通しております。いずれの監査役とも財務および会計に関する専門的な知識を有しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としており、当該責任限が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

会計監査の状況について、当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査人として東陽監査法人を選任しております。会計監査人は、当社グループの法定監査を定期的に実施しており、監査の方法と結果は、監査役会および取締役会に報告されております。また、監査役に対して、事業年度の監査計画および会計監査人の職務の遂行を適正に実施することを確保するための体制についての報告ならびに監査実施報告の会合が開催されるとともに、必要に応じて意見交換が行われております。

当社の会計監査人として業務執行した公認会計士は、指定社員業務執行社員2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士9名あります。

内部監査および監査役監査について、内部監査室は、監査役と連携して各業務執行部門の監査を計画的に実施しており、その結果を監査役ならびに経営者へ報告しております。報告内容は対象部門およびその統括責任者にフィードバックされ、問題点の改善を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレートガバナンス体制の社外取締役1名および社外監査役2名、および監査役による経営監督機能が有効に働くことにより、当社は客觀性・中立性を確保したガバナンス体制が十分に機能しているものと判断し、上記の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年の定期株主総会の招集通知は、法定期日の3営業日前である6月9日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算情報等の適時開示資料を掲載しています。 URL http://www.superbag.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部長をIRに関する統括責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「スーパーバッグ株式会社 行動憲章」を制定し、企業倫理を尊重し企業活動を行うことで、ステークホルダーの信頼を得ていく旨を規定しています。 また「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する旨を規定しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制を整備するために、取締役会規則その他関連規則を制定し、取締役ならびに従業員が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、実効性ある内部統制システムの構築に努める。
 - (2) 監査役は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止およびその是正を行う。
 - (3) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、社会的信頼の維持および業務の公正性を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。また、コンプライアンスを推進するため、「スーパーバッジ株式会社 行動憲章」を制定し、これを遵守するとともに、従業員が法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置する。
 - (4) 反社会的勢力および団体の不当要求に屈することなく、毅然とした態度で臨む旨を「スーパーバッジ株式会社 行動憲章」に定め、これを遵守するとともに、警察当局や特殊暴力対策連合会などの外部機関との情報交換や各種研修会への参加により信頼関係の構築および連携に努め、反社会的勢力排除のための整備強化を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。取締役および監査役は、常時、これら的情報を閲覧できるものとする。
- (2) 情報の管理については、「情報セキュリティー基本方針」を制定し、情報資産の保存、管理を徹底する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の業務執行に関わるリスクについては、発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。
- (2) リスクの防止および損失の最小化を図るために「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制を明確化する。
- (3) 緊急事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、直ちに対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応を行い、被害対策と被害の拡大防止に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- (2) 経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役および各本部長等によって構成される本部長会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (3) 「組織および職務分掌規程」および「職務権限規程」を制定し、取締役の職務分掌、権限を明確にし、取締役の効率的かつ適正な職務執行を確保する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社に対し、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、営業成績、財務状況その他の重要事項および発生した重要な事象について、当社の担当部門へ定期的な報告を求め、各担当部門長はこれを整理し、当社内必要機関に報告する。また、本部長会においてグループ会社に対するヒヤリングを半期ごとに実施し、それぞれの取締役に対し重要事項の報告を義務付ける。
- (2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
グループ会社に対しては、「リスク管理規程」に準拠したリスク管理を求めるとともに、当社においては「関係会社管理規程」にグループ会社の重大なクレーム・その他事故の発生等・品質に関する事項について担当部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は「関係会社管理規程」にグループ会社の業務執行に関する事項についての担当部署を規定しており、担当部門長は担当する業務の遂行および改善についてグループ会社に対する指導指針を策定し、必要に応じて本部長会の承認を得て、隨時指示を与え指導する。
- (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・グループ会社は法令等に違反またはその懸念が生じた場合、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告する。
・グループ会社の監査役は常にグループ会社の業務が適正に執行されているかにつき監査を実施し、当社監査役は、必要な範囲で関係会社に対し事業の経過の概要につき報告を求めることができる。また、グループ会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき、当社監査部門により実施する。
・当社は、当社グループの取締役に対し、適宜法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項およびその使用者の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、必要に応じて、内部監査室に監査補助者の設置など監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、内部監査室は、その結果を監査役に報告する。
- (2) 監査役より監査業務補助の指示を受けた使用者は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 当該使用者が他部署の使用者を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 取締役および使用者等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社および当社グループの取締役および使用者は法令・定款違反などの事実を発見した場合の他、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に速やかに報告する。また、報告者に対し不正な目的で通報を行った場合を除き、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- (2) 監査役は、取締役会の他、当社グループの重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき、隨時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役および使用者から説明を求める。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、定期的に代表取締役をはじめとする執行部門との会合をもち、経営上の課題、監査上の課題等について、意見交換を行う。
- (2) 監査役の監査が実効的に行われるため、監査役は必要に応じて、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室からも監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書の提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、財務報告の信頼性と適正性を確保する内部統制体制の整備および運用を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業倫理を尊重し企業活動を行うべく、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の不当要求に屈することなく、毅然とした態度で臨む旨の規定を含めた「スーパー・バッグ株式会社 行動憲章」を制定し、これを遵守することを宣言しております。

また当社は從来から、総務部を窓口部署として社内における情報を一元管理し、さらに、警察当局や特殊暴力対策連合会などの外部機関と、情報交換や各種研修会への参加により信頼関係の構築および連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための整備強化を推進してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスが有効に機能することが求められるなか、株主重視の公正な経営システムを維持することを基本方針としております。

会社情報の適時開示につきましては、株主、投資家の皆様をはじめ、社会からの信頼を高めるため、経営上の最重要課題の一つと認識し、各部門が、代表取締役の主導の下で法令の遵守やリスクの予防に努めるよう取り組んでおります。

なお、株主・投資家との関係につきましては、「スーパーバッジ株式会社 行動憲章」の中で定めており、その内容は以下のとおりであります。

(1)情報開示

株主・投資家・利害関係者に対し、企業情報を適時・適正・積極的に開示して透明性の高い経営を目指すとともに、企業活動を通じて健全な利益を生み出し、企業価値を高めて行きます。

(2)インサイダー取引の禁止

インサイダー取引が金融商品市場の信頼を失墜させる行為であることを自覚し、疑いを持たれる株式売買は一切行いません。

2. 適時開示に係る社内体制

(1)適時開示に係る手続き

当社は、適時開示規則に規定する決定事実・発生事実・決算情報等につきましては、各業務執行部門およびグループ会社より、総務部または経理部へ集約され、速やかに情報取扱責任者に報告される体制となっております。

開示資料の作成および公表につきましては、決算短信(四半期決算短信を含む)や業績予想などの決算に関する情報については経理部が主管となって行い、決算に関する情報以外の情報については総務部が主管となって行っております。

開示資料の作成に当たっては、法令の遵守に努めるとともに、適時開示規則等に基づき作成し、その内容については経理部と総務部の相互間において連携をとり、十分なチェックを行っております。

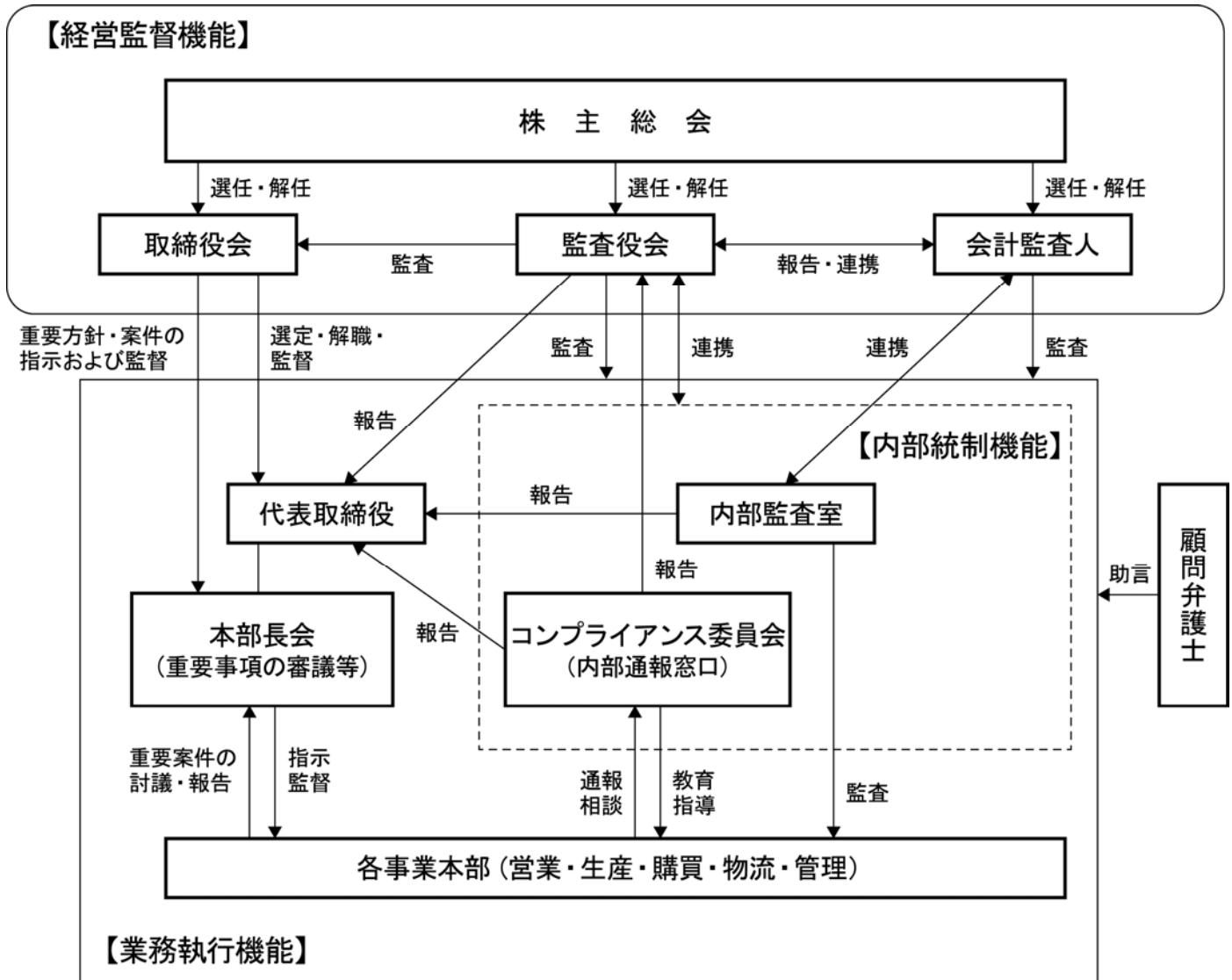
情報取扱責任者は、開示資料の公表に当たり、決定事実・決算情報については「取締役会」または取締役および各本部長等を主体とする「本部長会」に諮り、発生事実・その他の会社情報については、「取締役会」「本部長会」もしくは代表取締役に報告し、承認を得た上で速やかに公表担当部門(経理部または総務部)が東京証券取引所の提供する「TDnet(適時開示情報伝達システム)」に届出を行い公開するほか、IR情報として、当社ホームページに掲載しております。

(2)開示すべき会社情報の報告・精査・法的チェック等

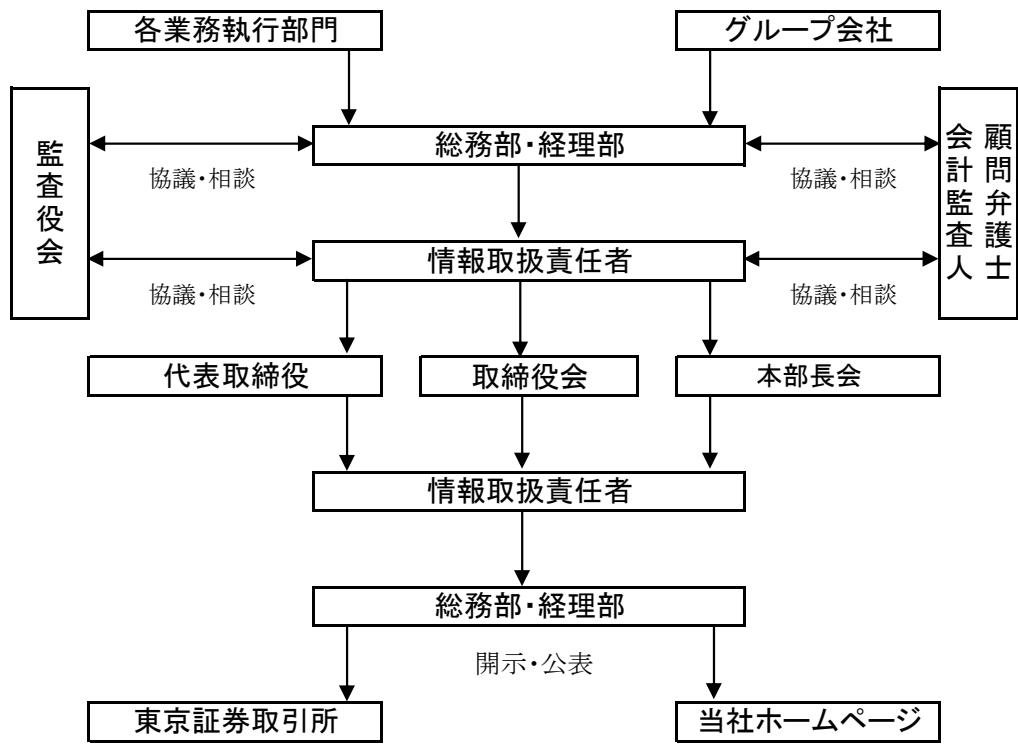
開示すべき会社情報の正確性と開示制度・基準との適合性を確保するため、必要に応じて監査役をはじめ、会計監査人、顧問弁護士といった専門家と協議・相談しております。

【参考資料：模式図】

1. コーポレートガバナンス体制



2. 適時開示体制



【参考資料：社外役員の独立性にかかる基準】

社外役員の独立性にかかる基準

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有していると判断されるには、以下の（1）から（5）に掲げる事項に該当してはならないこととする。

- (1) 当社を主要な取引先とする者（注1）またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先（注2）またはその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近において次の①から④までのいずれかに該当していた者
 - ① (1)、(2) または (3) に掲げる者
 - ② 当社の親会社（財表規則第8条第3項に規定する親会社。以下同じ。）の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - ③ 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ④ 当社の兄弟会社（当社と同一の親会社を有する他の会社。以下同じ。）の業務執行者
- ※ 「最近において」とは、実質的に現在、それぞれの事由に該当している者と同視できるような場合をいい、例えば当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、いずれかに該当していた場合が含まれる。以下同じ。
- (5) 次の①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - ① (1) から (4) までに掲げる者
 - ② 当社の子会社の業務執行者
 - ③ 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ④ 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - ⑤ 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ⑥ 当社の兄弟会社の業務執行者
 - ⑦ 最近において②、③または当社の業務執行者に該当していた者
- ※ 「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項 第6号ホ等に準じて判断され、具体的には上記（1）、（2）の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、上記（3）の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）を想定している。
- ※ 「近親者」とは二親等以内の親族をいう。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者として取り扱わない。

（注1）「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいう。

（注2）「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者をいう。また、当社が借入をしている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る。

（注3）「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度におけるその価額の総額が、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の10%以上の額の金銭をいう。